

中部森林管理局発注の森林土木工事における余裕期間の活用について

中部森林管理局では、森林土木工事の発注において、受注者が建設資材や労働者の確保等の準備、また適切な工期設定や施工時期の平準化を図るため、受注者が工期の始期を余裕期間内に選択できる「任意着手方式」の積極的な活用を進めています。

なお、「任意着手方式」の考え方は以下のとおりです。

【余裕期間の概要】

1. 余裕期間は、請負契約の締結日の翌日から、工事開始日の前日までの期間とする。
2. 余裕期間と実工事期間を合算した期間を全体工期とする。
3. 受注者は、余裕期間内に資材の工事現場への搬入、仮設物の設置及び工事の施工等を行うことができません。
ただし、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などは行うことができます。

【契約上の取扱い】

1. 受注者は、契約締結に先立ち、(別紙様式)「工事開始日通知書」を提出すること。
工事開始日通知書で通知された工事開始日が、当該工事の発注時に示された余裕期間内である場合は、通知された工事開始日を実工事期間の始期として算出した実工事期間末日を契約工期の末日に変更して契約を締結するものとする。
(工事開始日及び工期末日を確定し、余裕期間内に請負契約の締結を行います)
2. 契約保証の保証期間は、余裕期間も含めた全体工期とする。
(工期の末日は、上記1.による)
3. 前払金は、工事開始日から請求を行うことができます。

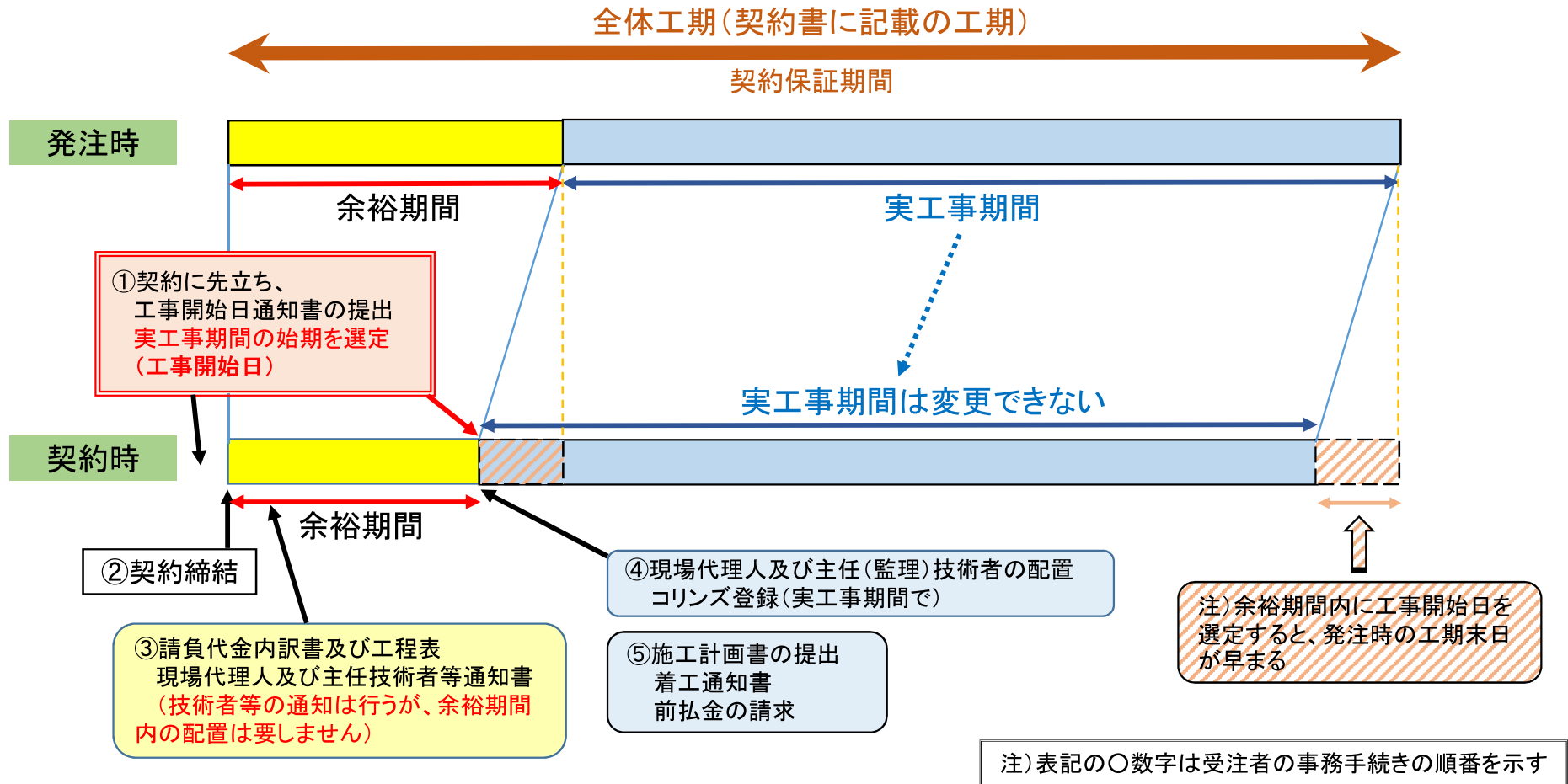
【現場代理人及び主任（監理）技術者の配置について】

1. 契約締結後、現場代理人及び主任技術者等通知書により届出をすること。
ただし、余裕期間内においては、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要とします。
2. 受注時のコリンズ登録については、工事開始日より10日以内に行うものとし、現場代理人及び主任（監理）技術者の従事期間は実工事期間とします。

【その他】

1. 契約締結後に提出する書類
 - (1) 請負代金内訳書及び工程表（14日以内）
 - (2) 現場代理人及び主任技術者等通知書
2. 工事開始日後に提出する書類
 - (1) 施工計画書（工事着手前まで）
 - (2) コリンズ登録内容確認書
 - (3) 着工通知書
 - (4) 前払金の請求

余裕期間を設定した工事のイメージ



(別紙様式)

工事開始日通知書

令和〇年〇月〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇〇〇 様

(受注者)

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工事開始日を定めましたので通知します。

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :
3. 工事開始日 :
4. 工 期 : 契約日の翌日 から
令和〇年〇月〇〇日まで

- ※1 契約の締結に先立ち提出すること。
2 工事開始日は、余裕期間の翌日までの間で定めること。
3 工期の末日は、入札公告時の工期末日より工事開始日から余裕期間末日の翌日までの日数を差し引いた日とする。